

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人夫妻について、要介護４の認定を受け、日常生活のほぼ全てにおいて介助が必要であった申立人妻の母（平成２９年６月死亡）を申立人らで自宅にて介護したことを考慮して、平成２６年２月から平成２９年６月まで各自月額６万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償（なお、平成２６年１月までの増額分は前件申立てにより賠償済み。）が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X１及び同X２（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

日常生活阻害慰謝料（精神的損害：増額分）申立人X１分

平成２６年２月分～平成２９年６月分 各月６万円：合計２４６万円

日常生活阻害慰謝料（精神的損害：増額分）申立人X２分

平成２６年２月分～平成２９年６月分 各月６万円：合計２４６万円

過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第２の１）

自 平成２３年３月１１日 至 平成２３年９月１０日

申立人X１分 ３０万円

申立人X２分 ３０万円

生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）

申立人X１分 ２５０万円

申立人X２分 ２５０万円

第２ 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金１０５２万円の支払義務があることを認める。

第３ 支払方法

（省略）

第４ 清算

申立人らと被申立人は、第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年3月18日

（仲介委員 鈴木 修司）